

論文

唐の西域十六都督府はどのように名付けられたのか

岡田 理恵子[※]

※ 名古屋大学大学院人文学研究科 博士前期課程

要旨

唐が西突厥旧領トハリスターン（現在のアフガニスタン北部など）周辺に設置した西域十六都督府（661年）および72州の名称について、漢籍データベースを用いて網羅的に検討した。先行研究では、これらの名称が『漢書』以来の雅名であることや、伝説由来の名称も含まれることが指摘されてきた。本稿では、「大秦」「身毒」など漢代にローマやインドを指した広範囲の地名が多用される一方、その来源が『漢書』『魏略』『後漢書』のみならず、北魏期の『魏書』西域伝に多く求められることを明らかにした。さらに、『淮南子』『晋書』などに記される、崑崙山や日の沈むところなど西方世界に関する伝説に由来する名称の存在も新たに確認した。

キーワード：唐、都督府、トハリスターン、伝説、データベース

はじめに

唐（618～907年）が空前の版図を誇ったとき、西突厥の勢力を抑え、その旧領であるトハリスターン（現在のアフガニスタン北部～タジキスタン・ウズベキスタン南部）周辺に、16の都督府と72の州を置いた（661年）[『新唐書』卷四十三下 地理志七下, pp. 1135–1137（頁数は中華書局標点本による）]。この西域十六都督府は、名目のみであり実質的な支配は伴っていなかったと考えられている[桑山 1990, p. 405]。

その都督府名と州名を概観すると、漢の時代のシリアを示す「條支」、ローマを示す「大秦」、インドを示す「身毒」など、トハリスターンよりはるかに広範囲の地名が散見されることから、「『漢書』以来の雅名をあてた」のであろうと考えられている[桑山 1990, p. 244]。都督府や州が置かれた場所についてはChavannes [1903, pp. 274–279]の研究に始まりその解明が進んでいるが、都督府名と州名そのものに注目した研究は無い。そのため本稿では、近年利用可能になった漢籍のデータベースを用い、すべての都督府名・州名について、同一ないし関連すると考えられる名称や表現が、どのような漢籍に在証されているかを網羅的に探索した。

その結果、都督府名や州名の大部分は、『漢書』『魏略』『後漢書』『魏書』の西域伝/西戎伝、および『大唐西域記』（646年成立）の中に見出され、残りは『淮

南子』（前2世紀成立）や『晋書』（648年成立）等に記される西方に関する伝説の中に、その来源を求めることができた。その典籍の中から都督府名や州名に採用された名称の多くは、トハリスターン以西、インド、ソグドなど、都督府の設置された場所とは異なる地域を指し示す地名であった。

このことから、唐朝の文人は、西方に関する伝説や『漢書』以来の由緒ある地名を、現実の地理的名称としてではなく、西方を象徴する雅名として命名したと考えられる。本稿では、その名称の来源と命名の方法・特徴を考察することで、唐朝の文人が西方に対して抱いていた想いやイメージを推察する。またこのような象徴的な雅名の付与が西域十六都督府に特殊であるかを、西突厥旧領に置かれた他の都督府の命名方法と比較し検討する。

I. 歴史的背景・史料・研究状況・本論文の目的

1 歴史的背景

西突厥の阿史那賀魯は648年に唐に内属し、瑤池都督を授かったが、太宗が死去すると651年に謀反を起こし、可汗を称する。657年に唐軍が阿史那賀魯を大破し捕虜とし、唐は「その地を分けて濛池・崑陵の二都護府を置き、種落を分けて州県を置き、西は波斯國（ペルシア）までを、みな安西都護府に隷属させた」[『新唐書』卷四十 地理志四, p. 1047]。

唐は西突厥の旧領の再編を開始した。

まず658年に使者を康国（サマルカンド）や吐火羅（トハーリスタン）等の諸国に派遣し、その風俗物産のみならず、各国の歴史沿革までも調査させた。それらが報告した文章図画を基礎にして、史官らが『西域図志』六十巻を編集した[『唐会要』卷三十六, p. 564, 内田 1965, pp. 141-142]。この『西域図志』は現存していないが、唐の中央官庁は現地の地名などの情報を把握していたと考えられる。康国には果毅都尉の董寄生が派遣され、658年にはサマルカンドを中心とするソグドに康居都督府が置かれた。同時にトハーリスタンにも一部の都督府が置かれている[『唐会要』卷九十九, pp. 1517-1520¹⁾]

一方、この頃サーサーン朝ペルシアがイスラーム勢力に滅ぼされ、王子のペーローズはトハーリスタンに亡命していた[『新唐書』卷二二下 西域下, p. 6259]。661年にペーローズは唐に援軍を求めると、唐は王名遠を派遣して波斯都督府を置き、ペーローズを都督に任じた[『唐会要』卷百, p. 1527²⁾]

最終的に661年に唐は西域十六都督府全体を整備し、「龍朔元年（661年）、隴州南由令の王名遠を以て吐火羅道置州県使と為し、于闐（コータン）以西より波斯以東、凡そ十六國、その王都を以て都督府と為し、その属部を以て州県と為す」こととなった[『新唐書』卷四十三下 地理志七下, p. 1135³⁾]

このように、西突厥の弱体化と、同時期にサーサーン朝ペルシアの亡命政権から唐に援軍要請があったことにより、遠くトハーリスタンにまで唐の都督府が置かれることとなった[Agostini and Stark 2016, p. 18]。

2 西域十六都督府名・州名

『新唐書』地理志には、次のように十六都督府名と、それが設置された国と城に引き続き、その都督府が管轄した州と城が列挙されている。以下その全文を引用する（括弧内は割注）。

『新唐書』卷四十三下 地理志七下（pp. 1135-1137）西域府十六、州七十二。（龍朔元年、以隴州南由令王名遠為吐火羅道置州縣使、自于闐以西、波斯以東、凡十六國、以其王都為都督府、以其属部為州縣。凡州八十八、縣百一十、軍、府百二十六。）
月支都督府（以吐火羅葉護阿緩城置）。領州二十五。

藍氏州（以鉢勃城置）。大夏州（以縛叱城置）。漢樓州（以俱祿健城置）。弗敵州（以烏邏氈城置）。沙律州（以咄城置）。媯水州（以羯城置）。盤越州（以忽婆城置）。忸密州（以烏羅渾城置）。伽倍州（以摩彥城置）。粟特州（以阿捺臘城置）。鉢羅州（以蘭城置）。雙泉州（以悉計蜜悉帝城置）。祀惟州（以昏磨城置）。遲散州（以悉蜜言城置）。富樓州（以乞施曠城置）。丁零州（以泥射城置）。薄知州（以析面城置）。桃槐州（以阿臘城置）。大檀州（以頰厥伊城具闕達官部落置）。伏盧州（以播薩城置）。身毒州（以乞濯職城置）。西戎州（以突厥施怛駃城置）。篋頡州（以騎失帝城置）。疊仗州（以發部落城置）。苑湯州（以拔特山城置）。

大汗都督府（以嚙噠部落活路城置）。領州十五。附墨州（以弩那城置）。奄蔡州（以胡路城置）。依耐州（以婆多楞薩達健城置）。犁州（以少俱部落置）。榆令州（以烏模言城置）。安屋州（以遮瑟多城置）。闕陵州（以數始城置）。碣石州（以迦沙紛遮城置）。波知州（以羯勞支城置）。烏丹州（以烏捺斯城置）。諾色州（以速利城置）。迷蜜州（以順問城置）。盼頓州（以乍城置）。宿利州（以頌施谷部落置）。賀那州（以汗曜部落置）。條支都督府（以訶達羅支國伏寶瑟顛城置）。領州九。細柳州（以護聞城置）。虞泉州（以贊候瑟顛城置）。犁蕪州（以據瑟部落置）。崦嵫州（以遏忽部落置）。巨雀州（以烏離難城置）。遺州（以遺蘭部落置）。西海州（以郝薩大城置）。鎮西州（以活恨部落置）。乾陀州（以縛狼部落置）。

天馬都督府（以解蘇國數瞞城置）。領州二。洛那州（以忽論城置）。東離州（以達利薄紇城置）。

高附都督府（以骨咄施沃沙城置）。領州二。五翎州（以葛邏健城置）。休蜜州（以烏斯城置）。

脩鮮都督府（以闕賓國遏紇城置）。領州十。毗舍州（以羅漫城置）。陰米州（以賤那城置）。波路州（以和藍城置）。龍池州（以遺恨城置）。烏弋州（以塞奔你邏斯城置）。羅羅州（以濫健城置）。檀特州（以半製城置）。烏利州（以勃逸城置）。漠州（以鶻換城置）。懸度州（以布路健城置）。

寫鳳都督府（以帆延國羅爛城置）。領州四。嶰谷州（以肩捺城置）。洽淪州（以俟麟城置）。悉萬州（以縛時伏城置）。鉗敦州（以未臘薩旦城置）。

悅般州都督府（以石汗那國豔城置）。領雙靡州（以俱蘭城置）。

奇沙州都督府（以護時健國遏蜜城置）。領州二。沛隸州（以漫山城置）。大秦州（以觀蜜城置）。

姑墨州都督府（以怛沒國怛沒城置）。領栗弋州（以弩

羯城置)。
 旅獒州都督府(以烏拉喝國摩竭城置)。
 崑墟州都督府(以多勒建國低寶那城置)。
 至拔州都督府(以俱蜜國楮瑟城置)。
 烏飛州都督府(以護蜜多國摸達城置)。領鉢和州(以
 娑勒色訶城置)。
 王庭州都督府(以久越得鞬國步師城置)。
 波斯都督府(以波斯國疾陵城置)。
 右隸安西都護府

例えば奇沙州都督府についてみると、「奇沙州都督府、以護時鞬國 遏蜜城置。領州二。沛隸州 以漫山城置。大秦州 以叡蜜城置」と記されている(都督府名・州名は一重線、国名・城名は破線で示す)。護時鞬國はグーズガン(Guzgan、バルフの西)に比定され、遏蜜城はAmbīr、漫山城はManshanの音写系の可能性があり、城の場所の比定が進んでいる[吉田 2013, p. 51]。一方、都督府名の「奇沙」は『魏書』西域伝に「奇沙國」の記事があり[『魏書』卷百二 西域伝, p. 2278]、パミール高原のタシュクルガンに比定されている[桑山 1990, p. 61]。また州名の「沛隸」は『魏略』西戎伝によると、車離国の別名で「天竺東南三千餘里」にあり、ガンジス川中流域と考えられる[宮本2006, p. 79]。もう一つの州名の「大秦」は「條支西大海之西」にあり、ローマを指す[『魏略』西戎伝(『三国志』魏書 卷三十, p. 858 裴注所引)]。このように、国名と城名は実際の現地の地名の漢字音写と考えられる一方で、都督府名と州名はトハーリスタンとは無関係の地名が使われている。

3 研究状況

都督府が置かれた十六の国の都城の位置については、今までの研究によって現地の地名との比定が進んでいる(本稿最後の地図を参照)[Chavannes 1903, pp. 274-279]。また都督府と州が置かれた88の城名についても、一部は「唐が現地の行政区画を認識していた」と考えられる事例もあり、その研究が進んでいる[宮本 2015, p. 291]。⁶⁾

一方、都督府名と州名についてChavannes [1903, p. 274] は「新しい都督府や州につけた名称は、神話や歴史の記憶から借用したものであり、古代文献が記憶していた国々を唐代の文人が西域に位置づける方法を示している点は興味深い」と述べており、古

い典籍に現れる名称であることと、神話に由来する名称もあることを見抜いている。続いて「漢代の「身毒」や「條支」を、唐の文官によってそのように命名された地域と同一視するのは危険である」と、漢代の地名が指し示す地域と、唐代の都督府の置かれた地域が異なるために注意が必要であることも指摘している。

桑山 [1990, p. 244] は「(罽賓国の脩鮮都督府の)州名の波路をBolorの対音としたり、烏弋を烏弋山離の烏弋、檀特をウッディヤーナの檀特山、懸度を名高いインダス上流の難所のことだとしてしまうと、カーピシー所轄域はこの時点では広大にすぎると、これらの名称は月氏都督府、條支都督府、高附、修鮮などととも『漢書』以来の雅名をあてたものにすぎず、また月氏都督府(トハーリスタン)の中に「身毒州」なるものがある以上、実際の地名をこれらから解き出す作業は空しい」と、都督府名・州名が『漢書』以来の雅名であることと、その名称が本来指し示す場所を都督府の領域に含めると、当該の都督府があまりに広大になるため実際の地名と関連を見出し難い、という重要な事実を指摘している。

4 本稿の目的

そこで改めて西域都督府の名称をみると、「天馬」都督府の名称からは前漢の武帝が大宛(フェルガナ)から汗血馬を獲得した喜びを「西極天馬之歌」に詩した故事が[『漢書』卷六 武帝記, p. 202]、また「條支」都督府の名称からは後漢の班超が甘英を大秦(ローマ)に派遣したが、手前の條支(シリア)で大海を渡れずあきらめた故事が思い起こされる[『後漢書』卷八十八 西域伝, p. 2918]。しかし天馬都督府も條支都督府も、実際に設置された場所はフェルガナやシリアではなく、トハーリスタン周辺に比定されている。⁷⁾

このように西域都督府治下に置かれた十六都督府・七十二州(計八十八の名称)には、西方に関する同時代の文人が抱く栄光の過去の記憶を想起させる地名を、本来の指示対象地域とは切り離して雅名として用いていると考えられる。そして、一度にこれほど多くの雅名を命名するためには、当時の文人の知識を総動員し、常識や記憶だけではなく、西方に関する典籍を参照する必要があったと推測される。

本稿では、これまで重視されてこなかった都督府

名と州名に注目する。そして唐朝の文人がどのように「神話や歴史の記憶から借用」[Chavannes 1903, p. 274] し「『漢書』以来の雅名」[桑山 1990, p. 244] をあてて名付けたのか、その来源となる典籍および命名の方法を考察する。また、西突厥の旧領に置かれた他の都督府名・州名と比較することで、その命名の特殊性を明らかにすることを目的とする。なお、本稿の対象は都督府名・州名に限り、現地地名の漢字音写と推定される国名および城名は対象とせず、新たな地名比定を試みるものでもない。

Ⅱ. 西域十六都督府名・州名の来源となる典籍

近年の研究では、漢籍の網羅的な全文一括検索が可能なデータベースのおかげで新たに分かることがある。都督府名・州名の来源や伝説との関連を論じることが、かつてはChavannesのような漢籍に精通した碩学にのみ可能であったが、近年は誰でも網羅的に調べることができるようになった。本稿では、台湾中央研究院の「漢籍全文資料庫」⁹⁾を用い、都督府名や州名に採用された名称が、西域都督府設置(661年)以前に成立したどの典籍に見出されるかを検索した⁹⁾。

1 『魏略』西戎伝の例

『魏略』西戎伝の「于寘(コータン)」以西の部分を抜粋し、唐代の西域都督府名・州名と一致する箇所を示す。このうち『魏略』西戎伝のみに一致箇所がある名称は二重線¹⁰⁾、『漢書』など他の典籍にも現れる名称は一重線¹¹⁾、表記はやや異なるが州名と類似している名称は破線¹²⁾で示す。波線で示した條支と日没の関連については、第三章で改めて考察する。

『魏略』西戎伝(『三国志』魏書 卷三十, p. 858 裴注所引)

(于寘國まで前略) 罽賓國、大夏國、高附國、天竺國皆并属大月氏。臨兒國、浮屠經云其國王生浮屠。浮屠、太子也。父曰屑頭邪、母云莫邪。浮屠身服色黃、髮青如青絲、乳青毛、蛤赤如銅。始莫邪夢白象而孕、及生、從母左脅出、生而有結、墮地能行七步。此國在天竺城中。天竺又有神人、名沙律。昔漢哀帝元寿元年、博士弟子景盧受大月氏王使伊存口受浮屠經曰復立者其人也。浮屠所載臨蒲塞、桑門、伯聞、疏問、

白疏聞、比丘、晨門、皆弟子號也。浮屠所載興中國老子經相出入、蓋以為老子西出關、過西域之天竺、教胡。浮屠属弟子別號、合有二十九、不能詳載、故略之如此。車離國一名禮惟特、一名沛隸王、在天竺東南三千餘里、其地卑溼暑熱。其王治沙奇城、有別城數十、人民怯弱、月氏、天竺擊服之。其地東西南北數千里、人民男女皆長一丈八尺、乘象、橐駝以戰、今月氏役稅之。盤越國一名漢越王、在天竺東南數千里、興益部相近、其人小興中國人等、蜀人賈似至焉。南道而西極轉東南尽矣。中道西行尉梨國、危須國、山王國皆并属焉耆、姑墨國、温宿國、尉頭國皆并属龜茲也。楨中國、莎車國、竭石國、渠沙國、西夜國、依耐國、滿犁國、億若國、榆令國、損毒國、休脩國、琴國皆并属疏勒。自是以西、大宛、安息、條支、烏弋。烏弋一名排特、此四國次在西、本國也、無增損。前世謬以為條支在大秦西、今其实在東。前世又謬以為疆於安息、今更役属之、號為安息西界。前世又謬以為弱水在條支西、今弱水在大秦西。前世又謬以為從條支西行二百餘日、近日所入、今從大秦西近日所入。大秦國一號犁軒、在安息、條支西大海之西、從安息界安谷城乘船、直截海西、遇風利二月到、風遲或一歲、無風或三歲。其國在海西、故俗謂之海西。有河出其國、西又有大海。海西有遲散城、從國下直北至烏丹城、西南又渡一河、乘船一日乃過。(後略)

このように、『魏略』西戎伝に記される地名は、都督府名・州名として集中的に利用されている。さらに、『魏略』西戎伝にのみ記される「沙律」「沛隸」「榆令」「遲散」「烏丹」という地名が、西域都督府の州名として採用されている。これは、都督府の命名時に『魏略』西戎伝(またはその原史料)が参照された可能性を示唆する¹³⁾。

2 西域十六都督府名・州名にはどのような名称が選ばれているか

では、『魏略』西戎伝にみえる地名のうち、どのような地名(もしくは名称)が都督府名・州名として選ばれているのであろうか。以下にいくつかの類型を挙げる。

大秦型：地域の転用 『魏略』西戎伝によれば、大秦国は「條支西大海之西」にあるとされることから、唐朝の文人は「大秦」の本来の指示対象地域をある程度把握していた、少なくともトハーリスタンよ

りはるか西方と認識していたと考えられる。それにもかかわらず、「大秦」をグーズガン（バルフの西）に比定される奇沙州都督府の州名として用いている。『魏略』によれば「大秦」よりさらに海の西にある「暹散」「烏丹」も、西の果てのイメージであろう。¹⁴⁾同様に、「沛隸」も「在天竺東南三千餘里」とされ、トハリスターン周辺とは明らかに異なる。このように、『魏略』西戎伝に記された地名のうち、明らかにトハリスターン以外の地域を指す地名が多く転用され、西域都督府の州名として用いられている。このことから、唐朝の文人は、意図的に異なる地域の地名を州名として付与することで、それが現実の地名ではなく、西方を象徴する雅名であることを示そうとした可能性がある。

西域十六都督府（国/比定地域）の州

←『魏略』西戎伝（本来の指示対象地域）

奇沙州都督府（護時韃国/グーズガン）の大秦州

←「大秦」（ローマ）

奇沙州都督府（護時韃国/グーズガン）の沛隸州

←「沛隸」（ガンジス川中流域か）

大夏型：古称の採用 西域都督府の州名の多くはトハリスターン以外の地域名を転用しているが、一部には「大夏」のように、トハリスターン自体を指す古称も用いられている。『新唐書』西域伝、p. 6252に「吐火羅（中略）古大夏地（吐火羅は（中略）いにしえの大夏の地であった）」[小谷 2010, p. 161]と記されるように、唐朝の文人は「大夏」が吐火羅の古い時代の呼称であると認識していたと考えられる。したがって、意図的に古称を採用することで、それが現実の地名ではなく歴史的な雅名であることを表現していたと考えられる。

西域十六都督府（国/比定地域）の州

←『魏略』西戎伝（本来の指示対象地域）

月支都督府（吐火羅/クンドゥズ北方）の大夏州

←「大夏」（吐火羅の古称）

沙律型：伝説由来 「沙律」は『魏略』西戎伝において「天竺の神人」として登場し、仏教伝来の伝説および老子化胡説に関連する人物名である[重松 1938, pp. 1-15]。このように、西方に関する伝説の中から、本来地名ではない名称を州名として用いる

例もみられる。これは西方世界の神話的イメージを喚起させる雅名であることが明らかである。このような伝説由来の名称については、第三章で詳しく検討する。

西域十六都督府（国/比定地域）の州

←『魏略』西戎伝（本来の指示対象地域）

月支都督府（吐火羅/クンドゥズ北方）の沙律州

←「沙律」（伝説上の天竺の神人）

以上のように、唐朝の文人は西域十六都督府と州の命名時に、トハリスターン以外の地域を指し示す地名、古い時代の地名呼称、伝説由来の名称などを意図的に選定したと考えられる。このことは、都督府名・州名は現実の地理を表すものではなく、西方世界を象徴的に表現する雅名であることを示している可能性がある。

3 西域十六都督府名・州名はどの典籍を来源とするか

上記の『魏略』と同様に、西域都督府設置（661年）以前に成立したすべての正史西域伝を対象に検討を行い、西域都督府名・州名と同一ないし類似の表記があるものを一覧表にまとめた（付表参照）。なお、西域都督府設置の3年前に置かれた康居都督府についても併せて分析を行った。

このようにデータベースを用いて網羅的に探索し対応関係を調べた結果、西域都督府名および州名のほぼすべてが既存の典籍を来源とすることが確認できた。特に『漢書』西域伝、『魏略』西戎伝（『三国志』所引）、『後漢書』西域伝、『魏書』西域伝の4書にその大部分が現れることが判明した。¹⁵⁾残りは『大唐西域記』（646年成立）に現れる国名、さらに一部は、『淮南子』（BC2世紀成立）や『晋書』（648年成立）などに記される、西方に関する伝説の中に見出された。その名称が現れる典籍に基づき、以下の3類に分類することを提案する。

- A：『漢書』『魏略』『後漢書』に記される、漢代の情報に基づく地名
- B：『魏書』『大唐西域記』に記される、北魏～唐代の情報に基づく地名
- C：『淮南子』『晋書』などに記される、西方に関する伝説に基づく名称

A：漢代の情報に基づく地名 前漢には張騫が武帝の命により大宛や大月氏に赴き、後漢には甘英が大秦国をめざし條支国に至るなど、前漢・後漢の時代には西方に関する情報が多く得られた。そのため、『漢書』『後漢書』西域伝には西方の地名が多数収録され、それらが西域都督府の州名として採用されている。さらに、『漢書』のみに現れる「桃堁」（葱嶺の西の小国）、「附墨」（康居小五王の一つ）、『後漢書』のみに現れる「藍氏」（大月氏国の都）、「栗弋」（ソグド）という地名が、西域都督府の州名として使用されている¹⁶⁾。このことは、唐朝の文人が都督府の命名時に、『漢書』『魏略』『後漢書』（またはその原史料）を参照した可能性を示唆する。本稿では、『漢書』に現れる前漢時代の情報に基づく地名をA、『魏略』『後漢書』に現れる後漢時代の情報に基づく地名をA'と分類する¹⁷⁾。

B：北魏期の情報に基づく地名 魏晋南北朝の混乱期には西域経営は消極的になったが、北魏の太延年間（435-440）に西域諸国が来貢したのをきっかけに、董琬・高明らを使者として烏孫に派遣し、以後東西交通は再度発展することが『魏書』西域伝の序に記されている〔内田 1978, pp. 1-2〕。董琬や、宋雲・恵生の報告を元にして、『魏書』西域伝には多くの新たな地名が加えられた〔松田 1970, p. 165〕¹⁸⁾。

その後、唐代に至って、『魏書』および『北齊書』『周書』『隋書』などの史書を統合し、李延寿が『北史』を撰して659年に朝廷に献上した。これは都督府設置の2年前であり、高宗は高く評価し、自ら序を著したという〔渡邊 2021, p. 1256〕。このことから、都督府の命名時に唐朝の文人が『北史』を参照した可能性は高いと言える。このような『魏書』およびその内容を継承した『北史』に現れる、北魏の時代の情報に基づく地名をBと分類する。

上記のように『魏書』西域伝には多くの新たな地名が加えられ、それらが西域都督府の州名として採用されている。その際の特徴として、地名の一部から二字を切り出した州名が散見される。例えば「悉萬斤」（サマルカンド）から「悉萬」州（寫鳳都督府）、「富樓沙」（プルシャプラ）から「富樓」州（月支都督府）を切り出して新たな造語としている。これも現実の地名ではなく雅名であることを示す、唐朝の文人の意図的な操作の一つの可能性がある（Ⅱ-2参

照）。

このように『魏書』の情報が豊富に使用されている一方で、『梁書』『南史』など南朝の正史のみに現れる名称は見当たらない。梁は『職貢図』²⁰⁾が示すように、西域との独自の交通が盛んだったが、その情報は西域都督府の命名に反映されていないようである。唐が北魏の流れに連なる北朝系の王朝であることが関係しているのであろうか。

B'：『大唐西域記』に記される国名 上記の分類A・Bの正史西域伝中に見出せない州名の中には、『大唐西域記』に現れる国名と一致するものも確認できる（鉢羅耶伽国/ブラヤーガ（巻五）・毗舍離国/ヴァイシャーリー（巻七）・羅羅国/ヴァラビ別名（巻十一）・佉沙国/カシュガル（巻十二）〔水谷 1971, pp. 174, 228, 355, 389〕）。これらは『大唐西域記』以外の仏典にもみられるが、『大唐西域記』は646年に成立しており、661年の西域都督府の命名に相当影響があったと考えられる²²⁾。そのため『大唐西域記』を州名の来源の可能性の一つとして挙げ、このような州名を便宜的にB'と分類する。

C：伝説に基づく名称 さらに上記のいずれの典籍にも見出せない州名の中には、西方に関する伝説に由来するものが確認できる。このような州名をCと分類し、次章で個別に検討を行う。

以上の分類（A：『漢書』A'：『魏略』『後漢書』、B：『魏書』B'：『大唐西域記』、C：伝説）に基づき、西域都督府名・州名の来源となる典籍を付表に整理した。また、都督府が設置された国とその比定地域を地図に示す²³⁾。この結果、西域都督府名および州名のほぼすべて（本稿での仮説を含めれば全部）が既存の典籍を来源とすることが確認できた。付表には参考として、それぞれの名称の本来の指示対象地域を示す部分を典籍から抜粋している。これを見ると、都督府名・州名の大部分はトハリスターン以外の地域（トハリスターン以西、インド、ソグドなど）を指す地名であることが確認できる（Ⅱ-2で例示²⁴⁾）。

Ⅲ. 伝説に由来する都督府名・州名

Chavannes [1903, p. 274] は「新しい都督府や州につけた名称は、神話や歴史の記憶から借用したも

の」と指摘している。前章Ⅱ-2では、「沙律」（伝説上の天竺の神人）の例を挙げたが、このような伝説に基づく都督府名・州名について、「Chinese Text Project (中国哲学書電子化計画)²⁵⁾」を用いて検索した。

【細柳・虞泉・崦嵫】日没伝説に基づく名称 條支都督府（訶達羅支国/ザープリスターン）に設置された3つの州の名称は、『淮南子』の日没伝説の1文中に現れる。

『淮南子』天文訓（『初学記』卷一天部上所引²⁶⁾）
日入崦嵫、経於細柳、入虞泉之池、曙於蒙穀之浦。
【和訳】 日は崦嵫に入り、細柳を経過して、虞泉の池に入り、蒙穀の浦に曙く〔杉本1951, p. 322〕。

「崦嵫²⁷⁾」は「日の入る山」、「細柳」は「西方の野」、「虞淵（虞泉）」は「日の沈むところ」を意味する〔楠山1979, p. 163; 袁1999, p. 37〕。とくに「虞泉」という表記は珍しいが、『晋書』にも西の地平線として現れる²⁸⁾。

ここで注目したいのは、『魏略』西戎伝の「從條支西行二百餘日、近日所入（條支から西に二百余日すすむと太陽が没する場所の近くに行ける〔今鷹1993, p. 484〕）」という部分である（Ⅱ-1参照）。唐朝の文人は條支と日没の結びつきは深いと考え、日没伝説を條支都督府の州名として用いたのである²⁹⁾。

【寫鳳・嶮谷・伶倫】音律創始伝説に基づく州名 寫鳳都督府（帆延国/バーミヤーン）の嶮谷州・伶倫州は、音律創始伝説に由来するとChavannes [1903, p. 278] は指摘している。この伝説の初出は『呂氏春秋』であり、『漢書』などにも見られるが、いずれも「聽鳳皇之鳴」とあり「寫鳳」の表記はない〔瀧1942, p. 27〕。この珍しい表記は『淮南子』および『晋書』に現れ、特に『晋書』には次の1節にこの3名称がまとまって現れる。³⁰⁾

『晋書』卷十六「律歴上」(p. 474)
十二律、黄帝之所作也。使伶倫自大夏之西、乃之崦嵫之陰、取竹之嶮谷生、(中略)次制十二竹筩、寫鳳之鳴。

【和訳】 十二律は、黄帝の作ったものであり、黄帝は伶倫をつかわして、大夏の西、崦嵫の陰からそ

の嶮谷に生えている竹を取り、(中略)十二本の竹管を制って、鳳皇の鳴き声に模した〔小竹1979, p. 164〕³¹⁾。

バーミヤーンは『大唐西域記』に「觀貨邏国の境を出て梵衍那国に至る。(中略)国の大都城は崖に抛り谷に跨っている」〔水谷1971, p. 43〕と記され、「大夏之西・崦嵫之陰・嶮谷」に相応しいと思われるのであろうか。

【崦嵫】崦嵫山伝説に基づく州名 崦嵫州都督府（多勒建国/ターリカーン?）は崦嵫山を指す「崦嵫（崦嵫虚）」に由来する。黄帝の地上の都としてよく知られた西方伝説である。「崦嵫」「崦嵫虚」という表記は珍しいが、『淮南子』と『晋書』には現れる。³²⁾

『淮南子』地形訓
禹乃以息土填洪水、以為名山、掘崦嵫虚、以下地。
【和訳】 禹は息土でもって洪水を起こす川をうずめて名山とし、崦嵫山を掘りくずして低地をうめた〔楠山1979, p. 205〕。

【旅獒】西方朝貢伝説に基づく州名 旅獒州都督府（烏拉喝国/位置不明）は『書経』周書 旅獒篇に由来する。西方の遠国「旅」から大犬「獒」が献上された³⁴⁾と記される。

『書経』周書 旅獒篇
惟克商、遂通道于九夷八蛮。西旅底貢厥獒。
【和訳】 周が商王室を倒して、ついに周と地のはての九夷八蛮の国々までとの交通を開いた。西方の遠国「旅」がその国の大きな犬を貢物として周王室に献上した〔赤塚1972, p. 201〕。

【檀特】仏教説話に基づく州名 Chavannes [1903, p. 277] は脩鮮都督府の檀特州（罽賓国/カーピシー）の名称は、はスダーナ太子本生に登場する檀特山に由来すると指摘している。この説話は仏典では頻出し、『大唐西域記』にも見られるため一例として挙げる。³⁵⁾

『大唐西域記』卷二 健駄邏国
昔蘇達拏太子擯在弾多落迦山（舊曰檀特山、訛也）
【和訳】 昔、蘇達拏太子が擯けられて弾多落迦山(原

注 旧に檀特山という。訛なり）にいたとき〔水谷 1971, p. 93〕

以上のように、西域十六都督府の州名の一部は、西方に関する伝説や仏教説話にその由来が確認できる。特に『淮南子』の日没伝説と『晋書』の音律創始伝説では、それぞれ同じ都督府の州名が三つとまって現れており、この二書の知識が州名の来源となった可能性が高い。³⁶⁾

IV. ソグド・西突厥本拠地に置かれた都督府

西域十六都督府設置の数年前に、他の西突厥の旧領（天山山脈北麓およびソグド）にも都督府が置かれているが、その州名にはどのようなものがあるのだろうか。西域十六都督府との比較のため、例を挙げて検討したい。

1 西域十六都督府と康居都督府との相補関係

『漢書』西域伝によれば、月氏がトハールスターンに西遷したとき、そこに五部の翁候がいた。このうちの貴霜翁候が他の四翁候を滅ぼしてクシャーン朝となることは良く知られている〔岩井 2022, p. 22〕。

『漢書』卷九十六「西域伝」（p. 3891）

有五翕侯：一曰休密翕侯、治和墨城（中略）；二曰雙靡翕侯、治雙靡城（中略）；三曰貴霜翕侯、治護燥城（中略）；四曰𤄎頓翕侯、治薄茅城（中略）；五曰高附翕侯、治高附城、

付表の通り、大汗都督府に𤄎頓州、高附都督府に休密州、悦般州都督府に雙靡州、そして康居都督府（ソグド）の何国に貴霜州があり、合わせて五翁候の名称すべてが都督府名・州名に反映されていることが確認される。さらに、高附都督府には「五翕」州もみられる。

このように五翁候のうち4つ（休密・雙靡・𤄎頓・高附）がトハールスターン周辺の西域十六国の都督府名・州名になっているのに対して、クシャーン朝となる「貴霜」だけがソグドの何国（クシャーンヤ）の州名になっていることは注目される。『新唐書』西域伝には「何国は屈霜你迦とも貴霜匿ともいう」〔小谷 2010, p. 152〕とあり、貴霜はkušānikとい

う原語の最初の2音節の音写にあたる〔吉田 2023, p. 39〕³⁷⁾。

このことから、まず康居都督府の州名を付けるとき（658年）には、その地域名と音韻上の類似がある「貴霜」州が採用され、3年後（661年）に西域都督府の州名を付けるときには、貴霜以外の残り四翕侯の名称が、トハールスターンの州名として割り当てられたと推察される。すなわち、康居都督府と西域十六都督府の州名は相補関係にあることは特筆される。

2 ソグドに置かれた康居都督府の州名

上記の貴霜州以外の康居都督府の州名も、当該地域と関連があるのだろうか。以下に『新唐書』西域伝から確認できる康居都督府の州名について示す〔『新唐書』卷二二一下 西域伝下, pp. 6243-6250〕。ただし康居都督府の州名の一覧は『新唐書』地理志を含めて漢籍には記載が無く、その全体像は不明であることには留意が必要だ。

康居都督府の州名（国名/比定地域）

←既存の典籍および『新唐書』

康居都督府（康国/サマルカンド）

←「康國者、康居之後也」『北史』, p.3233

*後漢の頃を中心にソグドは北方の遊牧国家である康居に服属していた〔齊藤 2014, pp. 33-35〕。

安息州（安国/ブハラ）

←「安國、漢時安息國也」『北史』, p.3233

木鹿州（東安国/カルガン）

←「安息國（中略）東界木鹿城」『後漢書』, p.2918

*安国（ブハラ）と漢代の安息国（パルティア）は同一視されることがあり〔齊藤 2007〕、『後漢書』に「安息国の東界の木鹿城」とあることから「東安国」に「木鹿州」が置かれたと考えられる。ただし、『後漢書』の「木鹿城」はメルヴを指し〔吉川 2005, p. 214〕、東安国（カルガン）とは場所が異なる。

南謐州（米国/マイムルグ）

←「米國、都那密水西」『北史』, p. 3236

*『北史』（『隋書』の情報）の阿濫謐（ブハラの城）が那密（ザラフシャン川）と関連があると考えられる〔Yoshida 2003b, p. 41〕のと同様、南謐も那密と関連があると考えられる。吉田豊

先生のご教示による。

貴霜州（何国/クシャーニヤ）

←「何、(中略)曰貴霜匿」『新唐書』, p. 6246

*上述のように音韻上の類似がみとめられる。

佉沙州（史国/キッシュ）

←「史、或曰佉沙」『新唐書』, p. 6247

*音韻上の類似がみとめられる〔吉田 2023, p. 37〕³⁸⁾。

このように、ソグドに置かれた都督府名と州名はすべて、それが置かれた地域との関連付けが既存の典籍に示されるか、音韻的類似性が確認できる³⁹⁾。これに対し、西域十六都督府の州名は、現地とは直接関連を持たない名称が多く使われていることが特徴である（II-2参照）⁴⁰⁾。

3 西突厥本拠地に置かれた都督府

最後に、天山山脈北麓の西突厥本拠地に置かれた都督府名についても触れておきたい。

1) 統括する都護府・都督府 西突厥の阿史那賀魯が唐に内属した際、「瑤池都督」を授け部衆を統括させた（648年）。この「瑤池」とは崑崙山の上にある伝説上の池で、『史記』大宛列伝にもその名がみえる⁴¹⁾。その後（657年）「賀魯が減んでしまうと、かれの支配していた領域を分けて州・県とし、(中略)崑陵・濛池両都護府を設置して、これらを統括させた」〔『新唐書』卷二一五下 突厥伝下, p. 6063; 護 1972, p. 282〕。この「崑陵」も崑崙山と関連がある⁴²⁾。このような西突厥の本拠地を統括する重要な拠点には、象徴的な名が選択されている。

2) 都護府下の都督府 これらの都護府の下にはいくつかの都督府が置かれた。崑陵都護府下には「匭延・唃鹿州・潔山・雙河・鷹娑」都督府〔『新唐書』卷四十三下 地理志七下, p. 1130〕などがあり、うち雙河（ボロタラ河）・鷹娑（ユルドゥズ）は唐が西突厥と戦った現地の地名である〔『新唐書』突厥伝下, p. 6062; 内藤 1988, pp. 151–153〕。また「潔山」も弓月山の略称と考えられる〔護 1972, p. 283〕。濛池都護府下の都督府は『新唐書』地理志には記載が無いが、乾陵の蕃臣像銘から「千泉・俱蘭・頡利」都督府と復元されており〔内藤 1988, p. 36; 劉 1998, pp. 188–189〕、「千泉Merkeに阿悉結泥孰俟斤部を配して千泉都督府が、俱蘭Kūlānに阿悉結闕俟斤部を置いて俱蘭都督府が設置された」〔内藤 1988, p. 44〕

と考えられ、こちらも現地の地名に基づく例がある。

このことから仮説として、西突厥の旧領に都督府名・州名を付けるにあたり、唐が直接に軍を派遣した天山山脈北麓の西突厥本拠地には、唐にも知られる現地の地名を用い（ただし統括する都護府名は象徴的名称⁴³⁾）、ソグドには当該地域と結びつきの深い名称（康国の康居都督府、安国の安息州など）を与え、トハーリスタン周辺の西域十六国には名称本来の指示対象地域（指し示す場所）は考慮せず雅名を付与する傾向にあったのかもしれない（いずれも例外はある）。そしてその傾向は唐とその地域の実効支配の程度に拠る可能性も考えられるが、ソグド・西突厥本拠地共に都督府と州の全体像は不明であり、今後の課題としたい。

おわりに

本稿では、唐の西域十六都督府と州の命名について、その来源・方法・特徴を検討した。今までの研究でも、『漢書』などに由来する雅名や、神話に由来する名称もあることが指摘されていた。本稿ではさらに、データベースを用いた網羅的な探索により、西域十六都督府名および州名のほぼすべてについて、既存の典籍にその来源を確認することができた。『漢書』『後漢書』西域伝のみならず、『魏略』西戎伝や、北魏時代の情報を伝える『魏書』西域伝からも多くの地名が採用されていることが明らかになった。その地名の多くは、トハーリスタン以西、インド、ソグドなど、実際に都督府が設置された地域とは異なる地域を指し示す古称である。また、都督府名や州名の由来となった伝説についても、新たにいくつかの来源を示した。それらは、日没伝説や崑崙山など、『淮南子』や『晋書』が収める西方世界に関する伝説である。一方で、天山山脈北麓の西突厥本拠地には現地の地名が（ただし統括する都護府名は象徴的名称）、ソグドに置かれた都督府には現地と関連のある地名が用いられる傾向がみられた（ただし全体像は不明である）。

このように、伝説に由来する名称や、トハーリスタンとは異なる地域を指し示す古称は、都督府名・州名が現実の地理的名称ではなく、西方世界を象徴的に表現する雅名であることを示すために、唐朝の文人によって意図的に選定されたと考えられる。地名の一部を切り出した州名があることから、単な

る既存の典籍の引用にとどまらず、唐朝の文人が新たに象徴的な名称をつくりあげた可能性も考えられる。今後の課題としたい。

そして、このような象徴的な雅名の付与は、西域十六都督府の命名の特徴であったと考えられる。その背景には、唐のその地域への実効支配の程度の差、すなわち、西域十六都督府が名目的な設置にとどまったことが影響した可能性がある。現地の地名に関連する命名をする制約がなかったからこそ、唐朝の文人の西方に対する想いやイメージを自由に託す命名ができたのではないだろうか。それによって、栄光の漢や北魏の時代にも成し得なかった、西域の絶域に都督府を置いたという矜持を表現したのでは

ないだろうか。

本稿を作成するにあたり、吉田 豊 帝京大学文化財研究所 客員教授・京都大学 名誉教授、林 謙一郎 名古屋大学大学院人文学研究科 准教授、周藤 芳幸 名古屋大学大学院人文学研究科 教授、影山 悦子 名古屋大学大学院人文学研究科 准教授から多くのご教示を賜りました。記して心から感謝いたします。特に影山准教授には、西域十六都督府や康居都督府の存在を教えて頂き、また論文の構成などすべてにおいて、懇切丁寧にご指導頂きましたことを、深く感謝申し上げます。

付表 西域十六都督府名・州名の来源となる典籍（ソグドも付記）
 A『漢書』 A'『魏略』 『後漢書』 B『魏書』 B'『大唐西域記』 C 伝説

都督府(国)	『漢書』	『魏略』	『後漢書』	『魏書』	典籍の	本来の指示対象地域を示す部分を典籍より抜粋	
州	西域伝	西域伝	西域伝	西域伝	分類	伝説に由来する名称の場合はその説明	
月支(吐火羅)	大月氏	大月氏	大月氏	大月氏	A	月氏..遂遷於大夏	『後漢書』: 2921
藍氏	監氏		藍氏	盧監氏	A	大月氏國, 居藍氏城	『後漢書』: 2920
大夏	大夏	大夏	大夏		A	過大宛, 西擊大夏而臣之, 都媯水北	『漢書』: 3891
漢樓				漢樓	B	吐呼羅國..有西流大水, 名漢樓河	『魏書』: 2277
弗敵				弗敵沙	B	弗敵沙國, 故肸頓翁侯	『魏書』: 2274
沙律		沙律			C	天竺又有神人名沙律	『魏略』 西戎伝
媯水	媯水				A	大月氏國..都媯水北	『漢書』: 3891
盤越		盤越			A'	盤越國..在天竺東南數千里	『魏略』 西戎伝
忸密				忸密	B	忸密國..在悉萬斤西	『魏書』: 2270
伽倍				伽倍	B	伽倍國, 故休密翁侯	『魏書』: 2274
粟特				粟特	B	粟特國, 在康居西北	『魏書』: 2270
鉢羅					B'	鉢邏耶伽國, 中印度境	『大唐西域記』
雙泉					C?	(二泉? 二龍灌水の伝)	『大唐西域記』?
祀惟		禮惟特?			A'?	禮惟特..在天竺東南三千餘里	『魏略』 西戎伝
遲散		遲散			A'	大秦國..海西有遲散城	『魏略』 西戎伝
富樓				富樓沙	B	小月氏國, 都富樓沙城	『魏書』: 2277
丁零		丁令			A'	丁令國, 在康居北	『魏略』 西戎伝
薄知				薄知	B	薄知國, 在伽色尼南(在悉萬斤南)	『魏書』: 2273
桃槐	桃槐				A	桃槐國..休循國..在葱嶺西	『漢書』: 3896
大檀				大檀	B	入蠕蠕國, 欲與大檀相見	『魏書』: 2268
伏盧				伏盧尼	B	伏盧尼國, 在波斯國北	『魏書』: 2272
身毒	身毒		身毒		A	天竺國一名身毒	『後漢書』: 2921
西戎	西戎	西戎		西戎	A	書曰 西戎即序	『漢書』: 3929
饒頡					C?	(蒼頡? 文字創始伝説)	『淮南子』 本經訓?
疊仗				疊伏羅	B	疊伏羅國..有白象	『魏書』: 2278
苑湯				范陽?	B?	吐呼羅國..東至范陽國	『魏書』: 2277
大汗(嚙唃部落)				阿弗太汗	B	阿弗太汗國, 在忸密西	『魏書』: 2273
附墨	附墨				A	康居有小王五..附墨王	『漢書』: 3894
奄蔡	奄蔡	奄蔡	奄蔡	奄蔡	A	在康居北..奄蔡國	『魏略』 西戎伝
依耐	依耐	依耐			A	依耐國..属疏勒	『魏略』 西戎伝
榆令		榆令			A'	榆令國..属疏勒	『魏略』 西戎伝
安屋		安谷?			A'?	從安息界安谷城	『魏略』 西戎伝
罽陵				罽陵伽	B	南至罽陵伽國..國中出白象	『魏書』: 2278
碣石		碣石			A'	碣石國..属疏勒	『魏略』 西戎伝
波知				波知	B	波知國, 在鉢和西南	『魏書』: 2280
烏丹		烏丹			A'	大秦國..直北至烏丹城	『魏略』 西戎伝
諾色				諾色波羅	B	諾色波羅國, 在忸密南	『魏書』: 2273
迷蜜				迷密	B	悉萬斤國..在迷密西	『魏書』: 2269
盼頓	盼頓		盼頓	盼頓	A	四日盼頓翮侯..五翮侯皆属大月氏	『漢書』: 3891
宿利				宿利	B	波斯國, 都宿利城	『魏書』: 2270
賀那				潘賀那	B	者至拔國..在疏勒西..東有潘賀那山	『魏書』: 2269
條支(訶達羅支)	條支	條支	條支	條支	A	條支國..臨西海	『後漢書』: 2918
細柳					C	(日没伝説)	『淮南子』 天文訓
虞泉					C	(日没伝説)	『淮南子』 天文訓
犁蘄	犁軒	犁軒	犁韃	黎軒	A	大秦國一號犁蘄	『後漢書』: 2919
崦嵫					C	(日没伝説)	『淮南子』 天文訓

都督府(国)続き 州	『漢書』 西域伝	『魏略』 西域伝	『後漢書』 西域伝	『魏書』 西域伝	典籍の 分類	本来の指示対象地域を示す部分を典籍より抜粋 伝説に由来する名称の場合はその説明
巨雀	大雀		大雀		A	條支大鳥, 時謂之安息雀
西海	西海		西海	西海	A	條支國..臨西海
鎮西				鎮西	B	詔贈使持節, 鎮西將軍
乾陀				乾陀	B	乾陀国, 在烏菟西
天馬(解蘇)	天馬				A	大宛國..歲獻天馬二匹
洛那				洛那	B	洛那国, 故大宛國也
東離		車離	東離		A'	東離國..天竺東南三千余里
高附(骨咄)	高附	高附	高附	高附	A	五曰高附翽侯..五翽侯皆属大月氏
五翽	五翽侯		五翽侯		A	五翽侯皆属大月氏
休蜜	休密		休密	休密	A	一曰休密翽侯..五翽侯皆属大月氏
脩鮮(罽賓)	循鮮				A	罽賓國, 王治循鮮城
毗舍					B'	吠舍釐國。舊曰毗舍離國, 中印度境
陰米	陰末赴?				A?	罽賓王陰末赴
波路				波路	B	罽賓國..在波路西南
龍池					C	(龍池伝説)
烏弋	烏弋山離	烏弋山離	烏弋山離		A	歷罽賓, 六十餘日行至烏弋山離國
羅羅					B'	伐臘毘國。即北羅羅國, 南印度境
檀特				檀特	C	(スダーナ太子本生)
烏秣	烏秣?		烏秣?	烏秣?	A?	經烏秣, 涉懸度, 歷罽賓
懸度	縣度	縣度	懸度	縣度	A	越葱嶺, 經縣度, 入大月氏
寫鳳(帆延)					C	(音律創始伝説)
嶮谷					C	(音律創始伝説)
冷淪					C	(音律創始伝説)
悉萬				悉萬斤	B	吐呼羅國..西至悉萬斤國
鉗敦				鉗敦	B	鉗敦國, 故貴霜翕侯
悅般(石汗那)				悅般	B	悅般国, 在烏孫西北
雙靡	雙靡		雙靡	雙靡	A	二曰雙靡翽侯..五翽侯皆属大月氏
奇沙(護時犍)				奇沙	B	副貨國..北至奇沙國
沛隸		沛隸			A'	沛隸王, 在天竺東南三千余里
大秦		大秦	大秦	大秦	A'	大秦國..以在海西, 亦云海西國
姑墨(怛沒)	姑墨	姑墨	姑墨	姑默	A	姑默國..在龜茲西
栗弋			栗弋		A'	栗弋國..属康居
旅獒(烏拉喝)					C	(西方朝貢伝説)
崑墟(多勒建)					C	(崑崙山伝説)
至拔(俱蜜)				者至拔	B	者至拔國..在疏勒西
鳥飛(護蜜多)	鳥飛谷				A	休循國, 王治鳥飛谷, 在葱嶺西
鉢和				鉢和	B	鉢和國..在渴槃陁西
王庭(久越得犍)	王庭		王庭		A	大月氏國..都媯水北為王庭
波斯(波斯)				波斯	B	波斯國..古條支國也
康居(康)	康居	康居	康居	康居	A	北道西踰葱嶺, 出大宛, 康居, 奄蔡
安息(安)	安息	安息	安息	安息	A	安息国..北與康居..西與條支接
木鹿(東安)			木鹿		A'	安息國..其東界木鹿城
南謐(米)				那密?	B?	米國, 都那密水西
貴霜(何)	貴霜		貴霜	貴霜	A	三曰貴霜翽侯..五翽侯皆属大月氏
佉沙(史)					B'	佉沙國, 舊謂疏勒者
大宛(石)	大宛	大宛	大宛	大宛	A	大宛國..北與康居, 南與大月氏接
休循(寧遠)	休循	休循			A	休循國..在葱嶺西..西北至大宛國

* 網掛けは、都督府設置以前の正史西域伝の中では、その書のみ的一致が確認される名称⁴⁵⁾

* 「?」誤写や表記の揺れの可能性の一つとして例示⁴⁶⁾



地図 西域十六都督府名・州名の来源となる典籍の分類 (ソグドも付記)

A 『漢書』 A' 『魏略』 『後漢書』 B 『魏書』 B' 『大唐西域記』 C 伝説

宮本 2015, p. 292; 稲葉 2022, p. 39を元に作成⁴⁷⁾

註

- 1) 同時期（658年）に月氏都督府・脩鮮都督府・寫鳳都督府・鳥飛州（都督府）が設置されていることが『新唐書』西域伝 [pp. 6241-6255] に記載されている。
- 2) 波斯都督府は、構想のみにとどまり、ほとんど実態を持ち得なかったと考えられる [稲葉 2022, p. 54]。ただし吉田は、西安出土の9世紀の波斯人の墓誌に現れる syrlyn を波斯都督府の置かれた疾陵（城）の音写とみなす [吉田 2020, p. 115]。
- 3) 『唐会要』卷七十三, p. 1136 「龍朔元年六月十七日、吐火羅道置州縣使王名遠進西域圖記、并請于闐以西、波斯以東十六國、分置都督府、及州八十、縣一百一十、軍府一百二十六。仍以吐火羅國立碑、以記聖德。詔從之。」
- 4) 西域十六都督府の記事は、『新唐書』地理志の他に、『旧唐書』卷四十 地理三 [pp. 1649-1650]、『唐会要』卷七十三 [pp. 1136-1137] にも載るが（『旧唐書』には州名の記載がほとんど無く都督府名のみ記載）、文字表記がわずかに異なっているのみであるため、引用しない。すなわち『新唐書』の「附墨・條支・洛那・姑墨・鳥飛」は『唐会要』では「附黑・條枝・落那・姑默・鳥飛」とあり、『新唐書』の「大汗・天馬」は『旧唐書』では「太汗・大馬」とある。対応表は平岡 [1985, pp. 215-218] を参照。なお、『新唐書』編者が『唐会要』『旧唐書』を参照しつつ改変した部分があると考えられており [西田2022, pp. 62-64]、表記の違いが誤写のみではなく、意図的に文字の変更をした可能性も指摘しておく。『太平寰宇記』は『旧唐書』とほぼ同じであり、『資治通鑑』は国名のみが記され、都督府名も州名も記載が無い。
- 5) 護時健国（グーズガン）に3人の支配者がいたことがコインの銘文から知られ、奇沙州都督府に三城（遏蜜城、漫山城、叡蜜城）があるとの記載と整合する [吉田2013, pp. 50-51]。
- 6) 国と城の比定は、劉 [1998, pp. 189-201] , Inaba [2015, pp. 107-112] , 稲葉 [2022, pp. 33-77] を参照。
- 7) 天馬都督府の置かれた解蘇国はシューマーン（ドゥシャンベ付近）、條支都督府の置かれた訶達羅支国はザープリスターン（ガスニ付近）に比定される [Chavannes 1903, p. 276]。解蘇は『大唐西域記』の愉漫国（シューマーン）に記される「奚素突厥」にあたり、ムグ山文書に見える xysw と一致する [吉田2018, p. 174]。訶達羅支国は Yoshida [2003a]、稲葉 [2004, pp. 378-363] 参照。
- 8) 台湾の中央研究院の漢籍データベースで、1500以上の文献、83億字以上が収録されている。https://hanchi.ihp.sinica.edu.tw/ihp/hanji.htm, last accessed: 10 November, 2025。
- 9) データベースで検索する際、写本時代の漢字の異体字や誤写により、検索漏れが生じうる。そのため西域伝を原文に当たって確認し、似ている漢字表記を探すことで、データベースの弱点を補った。例えば太汗都督府の盼頓州の「盼頓」を検索しても一致がないが、正史西域伝を原文に当たって確認し、『後漢書』が記す大月氏五翁侯の一つ「盼頓」翁侯の誤写と考えた。
- 10) 『魏略』は、晋の太康年間（280-289年）成立とされ、『後漢書』の成立年代よりも古く、より正確な史実を伝えている可能性が高い [宮本 2006, p. 79]。『後漢書』西域伝は『魏略』西戎伝をベースとしたか、同一の史料により記述されたと考えられる [市川 1997, p. 13; 余 2003, pp. 17-25]。
- 11) 例えば「沛隸」を検索すると、『新唐書』地理志の州名の「沛隸」と、『魏略』西戎伝のこの箇所のみが検出される。
- 12) 『魏略』の車離国が『後漢書』で東離国と誤写されている [市川 1997, p. 14] のと同様、天馬都督府の東離州も車離国/東離国に由来する可能性が高い。「禮惟」は祀惟州、「休脩」は休循都督府、「安谷」は安屋州と表記あるいは発音が似ているため、誤写または表記揺れの可能性がある。このような事例は破線で示した。『魏略輯本』卷二十二 [pp. 5-8] に文字の異同のないことを確認した。
- 13) 唐代当時に参照可能だった典籍自体は現在では失われているものも多い。そのため本稿で『魏略』に州名と一致箇所がある」と述べる場合でも、『魏略』自体を見て命名したと結論付けるものではなく、当時入手可能だった『魏略』の原史料や情報を参照した、あるいは『魏略』に含まれる知識や常識が当時の文人に共有されていた可能性を述べるものである。
- 14) ただし、「遲散」「烏丹」はタルソスやアダナ（小アジア南東部）に比定する説もある [今鷹 1993, p. 484]。
- 15) 『史記』大宛列伝に現れる名称は『漢書』西域伝にもみえるため、付表では省略した。その他の西域都督府設置以前成立の正史である『宋書』『南齊書』『梁書』『陳書』『北齊書』『周書』『隋書』『南史』も同様に検討したが、当該書にのみ見える名称は確認されず、都督府名・州名との一致も少なかったため、付表では省略した。『晋書』には伝説由来の名称がまとめて現れる箇所があるため、第Ⅲ章で述べる。
- 16) 『後漢書』の「栗弋」は「栗弋」の誤写でソグドを指す [白鳥 1924, p. 478; 吉田 2011, p. 18]。この『後漢書』の表記が州名に採用されていることは、唐朝の文人が『後漢書』を参照した可能性を示し、重要である。またソグドを指す「栗弋」が、ソグドの康居都督府ではなく、西域都督府（姑墨州都督府/怛没國/テルメズ）の州名として用いられていることは注目される。
- 17) 『漢書』師古注は641年に完成しており、西域都督府設置の直前であることから、都督府の命名に影響を与えた可能性がある。
- 18) 『洛陽伽藍記』には「葱嶺より西、大秦に至る百国千城は、一つとして心から付き従わないものはなく、胡人の隊商や行商人たちは、毎日のように我が国境めざしてひしめいた」 [入矢1990, p. 145] とその国際性が謳われている。また西域の遠方から人が「西漢および魏の時でさえ、やって来たことがなかったのが、こんど始めて沙門の菩

- 提抜陀がやって来たのであった」[入矢1990, p. 189]とも記され、西域との交通は漢魏の後では北魏で復活・発展したとの認識が示される。
- 19) さらに『北史』を編纂した李延寿と、西域都督府設置時の情報を集めた『西域図志』を編纂した許敬宗は、共に『隋書』の編纂という国事にも携わっている[『隋書』, p. 1903; 渡邊 2021, p. 1252]。なお『魏書』自体は散逸し、宋代に『北史』を元に復元された部分も多い[松田 1970, p. 164]。現行『北史』西域伝には『魏書』西域伝の内容に加え、『隋書』のソグドに関する記事が付け加えられている。
 - 20) 『梁職貢図』は、梁の武帝(在位502-549)の時代に梁に来朝した外国使節の姿及びその国の事情を記した題記から成る[鈴木 2014, p. 1]。
 - 21) 国名以外にも、例えば『大唐西域記』には卑鉢羅樹(菩提樹、卷二)・毗舍佉(ヴィサーカー、卷六)・阿波邏羅龍泉(アパララ龍泉、卷三)などの語も見える。『山海経』西山経には「羅羅」という人を食う鳥が現れるが[本田 1969, p. 463]、州名の由来としては不適當と判断した。
 - 22) 西域都督府設置時の情報を集めた『西域図志』は、玄奘の旅行記を参照していたとみられる[内田 1965, p. 143]。他方、『高僧法顕伝』や『宋雲行紀』(『洛陽伽藍記』卷五)などの仏教僧の西域旅行記も検索および目視確認したが、これらにのみ現れる都督府名・州名は確認できなかった。
 - 23) 西域十六国の位置比定は[宮本 2015, pp. 292-291; 稲葉 2022, pp. 33-77]を参照した。
 - 24) 唐朝の文人は地名の指示範囲を典籍上の表現でしか把握出来なかったと考え、付表では敢えて近年の研究書による比定地域を掲げず、典籍を抜粋するにとどめた。
 - 25) 「先秦兩漢時代の哲学書をほぼ収めたデータベース(東京大学中国思想文化学研究室による)」。https://ctext.org/, last accessed: 10 November, 2025。
 - 26) 『初学記』は728年成立と西域都督府設置より後であるが、漢代に成立した『淮南子』から引用したものである。現行の『淮南子』訳注でも『初学記』に基づいて補って訳されている[『淮南天文訓補注 卷下』, p. 16; 楠山 1979, p. 162]。
 - 27) 『洛陽伽藍記』に「西夷の帰順者は、崦嵫館に住ませ」[入矢1990, p. 145]とあるのも西方と日没のイメージの関連であろう。
 - 28) 『晋書』卷四十九, p. 1375「于時日薄虞泉」。
 - 29) ただし『魏略』は続けて「現在では大秦よりさらに西方に太陽の没するところに近接した場所があることが知られている」とある。『後漢書』西域伝[pp. 2918-2920]にも同文が載り、その周辺記事には「西海」「大雀」「犁鞞」などの語がみえ、條支都督府の西海州・巨雀州・犁鞞州との関連が示唆される。
 - 30) 西域と音楽(竹笛)の結びつきを示すものとして、「虞弘墓誌」[太原隋虞弘墓 2005, pp. 91-93](592年、太原市)に「前鳴笳吹、後引旗旌(葬儀の列の前方では西域の笳笛(あしぶえ)が鳴り、後方からは喪の旗が続いている)」という表現がある。「笳吹」は「胡人の楽器。老子が西方で作ったとも、張騫が西域より伝えたともいわれる」と説明される[石見 2016, pp. 114-137]。影山悦子先生のご教示による。なお、箴頡州(月支都督府)の由来は未詳だが、文字創始伝説の「蒼頡」とやや字形が近いだろうか(『淮南子』本経訓「昔者蒼頡作書」)。『中論』治学には「帝軒聞鳳鳴而調律、倉頡視鳥跡而作書」とこの音律創始伝説と併記される。
 - 31) 『淮南子』天文訓「律之初生也、寫鳳之音(律のはじめて作られたとき、鳳の鳴き声に模した)」[楠山 1979, p. 168]。
 - 32) 『漢書』律曆志, p. 959「律十有二、・・黄帝之所作也。黄帝使冷綸、自大夏之西、昆侖之陰、取竹之解谷生・・制十二箛以聽鳳之鳴」は、「寫鳳」の表記以外はほぼ同文であるため、訳文を引用し、さらに匿名の査読者のご教示により修正した。
 - 33) 『晋書』卷八十七, p. 2266「跨弱水以建基、躡崑墟以為墉(弱水をまたいで基礎を建て、崑崙山を城壁とした。)」[『山海経』海内西経「海内の崑崙の虚(おか)」[本田1969, p. 494]。『説文』「崑崙丘、之を崑崙虚と謂ふ。虚(おか)は太丘のこと」[楠山 1979, p. 205]。
 - 34) 北宋時代の典籍ではあるが、『冊府元龜』卷九六八 外臣部 朝貢一の序においても「太保作旅獒以誡王。自是通道、九夷百蛮使各以其方賄來貢使」と引用され、唐代の朝貢が盛んな表現に用いられる。
 - 35) 他にも「龍池」(脩鮮都督府の州名)は仏典に類出する伝説で、『大唐西域記』にも何か所も現れるが、特にパミール山中の大龍池は世界最高地とされる[水谷 1971, p. 382]。「雙泉」(月支都督府の州名)は見当たらなかったが、参考として仏伝(二龍灌水)に「二泉」とある[水谷 1971, p. 199]。なお、罽賓国に置かれた脩鮮都督府の州名に『大唐西域記』由来の名称が多いことは、罽賓と仏教の関連に基づいて命名された可能性も考えられる。さらに『後漢書』西域伝, p. 2917の「經烏秣、涉懸度、歷罽賓、六十余日行至烏弋山離國」という罽賓国に至る道と、「烏利」州・「懸度」州・「烏弋」州との対応も考えられる。このように、脩鮮都督府のすべての州名には、罽賓国に至る道もしくは仏教との関連が典籍上確認できる(付表参照)。
 - 36) 『晋書』は648年成立であり、西域都督府の設置(661年)に時期が近いと、唐朝の文人が参照した可能性がある。『晋書』の編纂には『北史』を編纂した李延寿も携わっている。
 - 37) 『新唐書』卷二二下 西域伝下, p. 6247「何、或曰屈霜你迦、曰貴霜匿(中略)俄以其地为貴霜州」。クシャーニヤ'kws'nykの地名は639年のソグド語文書でも確認され、『大唐西域記』にも「屈霜爾迦」として現れる[吉

田 2023, p. 39]。またクシャー朝の後裔を自称するキダラとクシャーニヤ（何国）の名称の関連については Grenet [2002, p. 209] 参照。

- 38) ただし『大唐西域記』の佉沙国はカシュガルを指す。
- 39) なお、石国（チャーチ）には大宛都督府が置かれているが、『新唐書』, p. 6246に「石、(中略) 漢大宛北鄙也」とあり、「大宛」（フェルガナ）と石国（チャーチ）は隣接すると考えられていた。また、寧遠（フェルガナ）には休循州都督府が置かれているが、『漢書』, p. 3896に現れる休循国はフェルガナに隣接するアライ溪谷に比定されている [内田 1938, p. 405]。
- 40) 註1で示した月支都督府・脩鮮都督府など康居都督府と同時期（658年）に設置されているものについては、一部の州名に現地と関連のあるものも含まれる（吐火羅に置かれた月支都督府の大夏州など。II-2参照）。このことから、658年にはある程度現地と関連のある州名も付ける傾向にあったが、661年に西域十六都督府全体を整備する時には、一度に命名する州名が多いこともあり、現地とは関連の無い雅名を付ける傾向にあったのかもしれない。吉田豊先生のご教示による。
- 41) 『史記』卷一二三 大宛列伝, p. 3179「崑崙は高さ二千五百里余りあり（中略）醴泉と瑤池がある」[袁 1999, p. 252]。
- 42) 『拾遺記』卷十「崑崙山有崑陵之地」、『海中十州記』「崑崙、號曰崑陵、在西海之戌地」。また「濛池」と類似する表記として、『山海經』西山経には「濛水」が崑崙山と共に現れる [本田 1969, p. 466]。
- 43) 唐は名目のみでなく実効支配地域を広げ、西突厥本拠地（現在のキルギス）に安西四鎮の一つとして碎葉鎮を置く。西域十六都督府の條支都督府（ガズニ付近）と碎葉鎮について、「条支、碎葉ともに唐の西域支配の中心である安西都護府に属し、条支はその勢力が間接的に及ぶ最先端、碎葉は直接支配が及んだもっとも遠い地ということである」[金 2012, p. 11] という指摘が、名目と実効支配の関係をよく表している。近年の発掘により碎葉鎮には瓦葺きの中国式の建造物や庭園、仏寺が設けられていたことも確認されている [吉田 2024, pp. 99-100]。
- 44) 吉田豊先生のご教示による。あるいは、註40に示したように、設置時期により命名方法に違いがあるのかもしれない。
- 45) 1文字のみの3州（犁、遺、漠）は検索には不都合なため考察の対象からは除外した。これらは本来2字州であったものが誤写された可能性もある。
- 46) 一つの可能性として例示した名称の説明は以下の通り。苑湯 = 范陽 [桑山 1985, p. 156]、「二泉」「烏秣」は註35、「蒼頡」は註30、「那密」はIV-2参照。「陰末赴」は『漢書』に現れる罽賓王。「禮惟特」はその別名「沛隸」が州名に使われている。『魏略』の「安谷」前後の記述は、『後漢書』の甘英の故事に類似する（『魏略』のテキストはII-1参照）。表記の違いが誤写によるものだけではなく、

意図的に文字の変更をした可能性も指摘しておく（註4参照）。

- 47) 烏拉喝を『隋書』西域伝, p. 1856の烏那曷国（穆国（アムル）より二百余里）と同一とし [Chavannes 1903, p. 278; 伊瀬 1968, p. 215]、その烏那曷国の位置をアンフォイとする説もある [小谷/菅沼 2012, p. 80]。

参考文献

一次史料

- 『漢書』／『後漢書』／『三国志』／『晋書』／『魏書』／『北史』／『旧唐書』／『新唐書』 = 中華書局標点本
『初学記』 = 中華書局 1962.
『大唐西域記校注』 = 中華書局, 1985.
『魏略輯本』 = 采華書林, 1972.
『淮南鴻烈解』 『四庫全書』 子部 雜家類. = 上海古籍出版社, 1987.
『淮南天文訓補注』 卷下 『續修四庫全書』 子部 雜家類. = 上海古籍出版社, 1995.
『太原隋虞弘墓』 山西省考古研究所, 太原市文物考古研究所, 太原市晋源区文物旅游局 [編著]. = 文物出版社, 2005.
『唐會要校證』 = 三秦出版社, 2012.
『新唐書』 百衲本二十四史 四部叢刊史部 = 上海商務印書館, 1936.

研究書・研究論文

- 赤塚 忠(訳) 1972: 『書経・易経(抄)』 中国古典文学大系, 平凡社.
伊瀬仙太郎 1968: 『中国西域経営史研究』 巖南堂書店.
市川 良文 1997: 「『後漢書』西域伝に見える「東離国」について」『東洋史苑』 48, pp. 10-33.
稲葉 稜 2004: 「アフガニスタンにおけるハラジュの王国」『東方学報』 76, pp. 382-313.
稲葉 稜 2022: 『イスラームの東・中華の西 ― 七〜八世紀の中央アジアを巡って―』 臨川書店.
今鷹 真(訳) / 陳寿(著) 1993: 『三国志: 正史4 (魏書4)』 筑摩書房.
入矢義高(訳註) / 楊 銜之(著) 1990: 『洛陽伽藍記』 東洋文庫.
岩井俊平 2022: 「バクトリアにおける都市の廃絶と交易ルート」『史林』 105, pp. 5-27.
石見清裕 2016: 『ソグド人墓誌研究』 汲古書院.
内田吟風 1938: 「月氏のバクトリア遷移に關する地理的年代的考證(下)」『東洋史研究』 3, pp. 401-423.
内田吟風 1965: 「唐高宗勅撰西域志校録」『研究』 35, pp. 140-149.
内田吟風 1978: 『中国正史西域伝の訳注』 龍谷大学.
袁 珂(著) / 鈴木 博(訳) 1999: 『中国神話・伝説大事典』 大修館書店.
小谷仲男 2010: 『新唐書』西域伝訳注『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』 9, pp. 81-128.

- 小谷伸男／菅沼愛語 2012：『隋書』西域伝、『周書』異域伝（下）の訳注『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』11, pp. 51-106.
- 金 文京 2012：『李白一漂泊の詩人 その夢と現実』岩波書店.
- 楠山春樹／劉安(撰) 1979：『新釈漢文大系 第54巻 淮南子(上)』明治書院
- 桑山正進 1985：「パーミヤーン大佛成立にかかわるふたつの道」『東方学報』57, pp. 109-209.
- 桑山正進 1990：『カーピシー＝ガンダーラ史研究』京都大学人文科学研究所.
- 小竹武夫(訳)／班固(撰) 1979：『漢書 中巻(列伝1)』筑摩書房.
- 齊藤達也 2007：「安息国・安国とソグド人」『国際仏教学大学院大学研究紀要』11, pp. 1-32.
- 齊藤達也 2014：「中国におけるソグド姓の歴史」『ソグド人と東ユーラシアの文化交渉』アジア遊学(175), pp. 30-45.
- 重松俊章 1938：「魏略の佛傳に關する二三の問題と老子化胡説の由來」『史淵』18, pp. 1-25.
- 白鳥庫吉 1924：「粟特国考」『東洋学報』14, pp. 453-545.
- 杉本直治郎 1951：「古代中國における太陽説話：特に扶桑傳説について」『民俗学研究』15, pp. 304-327.
- 鈴木靖民／金子修一 2014：『梁職貢図と東部ユーラシア世界』勉誠出版.
- 瀧 遼一 1942：「支那古代の樂律についての私見」『支那音楽史要』46, pp. 17-38.
- 内藤みどり 1988：『西突厥史の研究』早稲田大学出版部.
- 西田祐子 2022：『唐帝国の統治体制と「羈縻」：『新唐書』の再検討を手掛かりに』山川出版社.
- 平岡武夫 1985：『唐代研究のしおり 第2 唐代の行政地理』同朋舎出版.
- 本田 濟(訳) 1969：『抱朴子 列仙伝 神仙伝 山海経』中国古典文学大系, 平凡社.
- 松田寿男 1970：『古代天山の歴史地理学的研究(増補版)』早稲田大学出版部.
- 水谷真成(訳)／玄奘(著) 1971：『大唐西域記』中国古典文学大系 平凡社.
- 宮本亮一 2006：「クシャーン朝のインド侵入」『西南アジア研究』65, pp. 73-98.
- 宮本亮一 2015：「トハールスタン行政地理研究序説」『東方学報』90, pp. 320-277.
- 護 雅夫(訳注) 1972：「西突厥伝」『騎馬民族史2 正史北狄伝』
- 吉川忠夫(訓注)／范曄(著) 2005：『後漢書 第10冊 列伝8』岩波書店.
- 吉田 豊 2011：「ソグド人とソグドの歴史」曾布川 寛・吉田 豊 編『ソグド人の美術と言語』臨川書店. pp. 8-78.
- 吉田 豊 2013：「バクトリア語文書研究の近況と課題」『内陸アジア言語の研究』28, pp. 39-65.
- 吉田 豊 2018：「貨幣の銘文に反映されたチュルク族によるソグド支配」『京都大学文学部研究紀要』57, pp. 155-182.
- 吉田 豊 2020：「9世紀東アジアの中世イラン語碑文2件—西安出土のパフラビー語・漢文墓誌とカラバルガスン碑文の翻訳と研究—」『京都大学文学部研究紀要』59, pp. 97-269.
- 吉田 豊 2023：「玄奘とソグド人」近本 謙介・影山 悦子(編)『玄奘三蔵がつなぐ中央アジアと日本』臨川書店, pp. 33-66.
- 吉田 豊 2024：「帝京大学文化財研究所研究によるアク・ベシム遺跡(キルギス共和国)の発掘調査について」『東方学』147, pp. 94-105.
- 渡邊義浩 2021：「李延壽「南北史」の大統一」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』66, pp. 1256-1243.
- 劉 統 1998：『唐代羈縻府州研究』西北大学出版社.
- 余 太山 2003：『兩漢魏晉南北朝正史西域伝研究』中華書局.
- Agostini, D. / Stark, S. 2016: Zāwulistān, kāwulistān and the land bosī-On the question of a Sasanian court-in-exile in the southern Hindukush. *Studia Iranica*. 45, pp. 17-38.
- Chavannes, É. 1903: *Documents sur les Tou-kiue (Turcs) occidentaux*. Commissionnaires de l'Académie impériale de sciences.
- Grenet, F. 2002: Regional interaction in Central Asia and Northwest India in the Kidarite and Hephthalite periods. In: *Indo-Iranian Languages and Peoples*. pp. 203-224.
- Inaba, M. 2015: From Caojuzha to Ghazna/Ghaznīn: Early Medieval Chinese and Muslim Descriptions of Eastern Afghanistan. *Journal of Asian History*. 49, pp. 97-117.
- Yoshida, Y. 2003a: Review: in N. Sims-Williams. *Bactrian documents from Northern Afghanistan I*. *Bulletin of the Asia Institute*. 14, pp. 154-159.
- Yoshida, Y. 2003b: On the origin of the Sogdian surname Zhaowu 昭武 and related problems. *Journal Asiatique*. 291, pp. 35-67.

Appellations of *dudufu* 都督府 and *zhou* 州 belonging to Tang Dynasty's Sixteen Area Commands of the Western Region (*Xiyu Shiliu Dudufu* 西域十六都督府) established in 661 CE
— How, why, and whence they were invented by the contemporary academics —

Rieko Okada*

* Master's Program, Graduate School of Humanities, Nagoya University

Abstract

This article provides a comprehensive examination, based on Chinese full-text databases, of the names of the Sixteen Area Commands of the Western Region (*Xiyu shiliu dudufu*, 661) and their seventy-two provinces (*zhou*) established by the Tang dynasty around Tokharistan, the former territory of the Western Turks (roughly northern Afghanistan and adjacent regions). Previous scholars have noted that these names employ historically resonant and dignified toponyms traceable back to the *Hanshu* and that some are derived from legends. This study shows that, while ancient and geographically far-reaching toponyms such as *Daqin* and *Shendu*—Han-period designations for Rome and India—are widely used, their sources are not confined to the *Hanshu*, *Weilüe*, and *Hou Hanshu*; rather, many can be traced to the *Weishu* of the Northern Wei period. It further identifies names whose origins lie in legends concerning the western world, including motifs such as Mount Kunlun and the place where the sun sets, as recorded in texts such as the *Huainanzi* and *Jinshu*.

Keywords : Tang, Protectorate (*Dudufu*), Tokharistan, Legends, Databases